

評価要領

1 評価

審査委員が「評価の視点」に基づき、各評価項目を6段階で採点するものとする。

評価項目	評価の視点	配点
業務全般	公営企業会計の理解度、実施方針	5点×2 =10点
業務実績、体制	本支援業務と同種業務の実績	5点×4 =20点
	業務運営支援体制	5点×2 =10点
業務遂行	業務遂行能力、企業会計システムの機能性	5点×4 =20点
業務工程	スケジュール、役割分担	5点×2 =10点
その他追加提案	取組意欲、独自性	5点×3 =15点
金額	見積金額	5点×3 =15点
合計		100点

(採点) 非常に優れている：5点、優れている：4点、普通である：3点、
やや不十分である：2点、不十分である：1点、全く不十分である：0点

2 その他

- (1) 評価委員の評点において、0点が1つでもある場合は選定から除外とする。
- (2) 有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合点数の高い最優秀提案事業者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。
- (3) 総合点数が同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。